

いただいた意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
- E：うち規則案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	路上放置について	<p>市内各鉄道駅周辺地域においては過去に自転車の放置によって市民生活に支障が出ていたことは承知しているし、この事態が今回の条例を制定するきっかけになっていることは承知している。しかるに、鉄道駅周辺に設定されている放置整理区域においては自転車の放置防止を図ることは有効であるし、当該区域外においても一定の手順を定めることは有効である。一方、以下の2点は鉄道駅からの距離に関わらず対策が必要であると考え。</p> <p>① 自転車以外の物件の恒常的な放置について。 これは、自転車に限らず(例えば植木鉢とか集合住宅のゴミ出しボックスとか)を恒常的に路上放置している状態である。</p> <p>② 自転車を含む物件の日常的な放置について。 これは、自転車等を毎晩のように住宅前(集合住宅前)に路上放置することである。どちらも路上の空間を占有し、ひどい場合には歩道を埋め、実質的に歩行者が車道を歩かざるを得ない事態となっている道路も存在している。そしてなおかつ、今回の条例施行規則改正をもってしても、現行規則では対応できていない。</p>	D	<p>この規則は、自転車の駐車場の整備及び公共の場所における自転車の放置防止に関し必要な事項を定めるものであることから、植木鉢やゴミ出しボックスその他自転車以外の路上放置物につきましては、参考意見とさせていただきます。</p> <p>自転車が集合住宅前に毎晩放置されていることにつきましては、放置整理区域内に放置されたものであれば市が即時撤去することは可能です。一方、放置整理区域外に放置された自転車につきましては、この規則改正により明記されたとおり、警告札を貼り一定期間後に撤去することとなりますが、現行の法令や条例において即時撤去することはできません。</p> <p>市としましては、自転車の放置者やアパート及びマンションの管理会社に対し指導等を行うとともに、放置自転車に対する市民への啓発活動を行うなどして、良好な生活環境の確保に努めて参ります。</p>	